

新座市企業告示第 1 号

新座市水道事業以外の配水管拡張工事に関する取扱要綱を次のように定める。

令和 4年 1月 1日

新座市水道事業管理者

新座市長 並 木 傑

新座市水道事業以外の配水管拡張工事に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 新座市水道事業配水管布設工事（以下「布設工事」という。）は、原則として、その年度内に定めた計画に基づき行うものであるが、この計画以外で、個人又は開発事業者（以下「需要者」という。）が給水を希望する場合において、新座市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が、その地域に配水管を布設しなければならないと認める場合、その布設工事は次の各条項の定めを遵守し、需要者において施行するものとする。

なお、布設工事事業者（以下「申請者」という。）については、新座市指定給水装置工事事業者、及び新座市建設工事等競争入札参加資格者名簿に土木一式工事を受注希望工事として登録されている者とする。

(対象者)

第2条 次の各号に該当する場合の布設工事費の全額は、全て需要者の負担とする。

- (1) 建売住宅を建築してこれに給水する場合
- (2) 宅地造成及び都市計画事業地内に管の布設を行う場合
- (3) 貸家を建築してこれに給水する場合
- (4) 官公署、学校、工場、事務所、病院、旅館、遊戯場、浴場等に給水する場合
- (5) 個人が設置した井戸のみを取水源としている者からの水道給水の申請があった場合

2 前項の規定を除き、かつ、管理者が実状を調査し、必要であると認めた場合、布設工事費の負担割合を協議により決定する。

(給水願)

第3条 給水に必要な配水管の口径及び管種は、管理者が調査決定するものとし、

需要者は、意見書を交わした上で、給水願を管理者に申請する。

(工事許可)

第4条 前条の申請があったときは、管理者は申請内容を確認し、給水願に伴う工事許可証を発行する。また、修正を要する場合は、需要者から委任を受けた申請者と協議する。

(協議)

第5条 前条による工事許可証の発行により、申請者は速やかに施工計画、工事工程、近隣への通知方法等について管理者と協議しなければならない。

(検査)

第6条 管理者は、申請者の設計審査、現場に搬入された配水管の材料検査、工事完了後の水圧検査、完成検査を行い、工事完成検査結果について通知するものとする。申請者は、これに合格しない場合、是正措置を行わなければならない。

(寄附採納)

第7条 前条の検査項目に合格後、需要者から管理者に寄附採納願を提出し、水道施設受納通知書の発行をもって管理者の所有とする。

2 この要綱により布設した配水管は、新座市水道事業の費用で維持管理する。また、寄附採納後の配水管から分岐及び延長に対し、需要者は異議申し立てをすることができないものとする。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、様式の作成その他の布設工事に必要な事項は、インフラ整備部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(新座市水道事業配水管拡張工事費負担の特例に関する取扱要綱の廃止)

2 新座市水道事業配水管拡張工事費負担の特例に関する取扱要綱(昭和44年要綱第1号)は、廃止する。

附 則(令和4年3月17日告示)

3 この告示は、令和4年7月1日から施行する。